

要 望 書

“エコアイランド四国”を目指した
環境戦略のために

～四国の広域連携を見据えて～

平成 21 年 5 月

社 団
法 人 徳島経済同友会

社 団
法 人 香川経済同友会

愛媛経済同友会

土佐経済同友会

四国における道州制に関する検討委員会

目 次

I. はじめに	2
II. 問題の所在	3
III. 要望	4
1. 「四国」を冠にした環境施策のために連携強化を ～より広域での環境施策の共有を望む～	4
2. 環境基本計画に4県共通の目標設定と情報の公開を	5
IV. 4県合同マニフェスト	7
参考資料	
資料① 四国の自然を一体的に保全できない現状	9
資料② 平成20年度「四国はひとつ」4県連携施策	10
資料③ 各県の環境基本計画	11
資料④ 環境課題のジャンル・主体別対応策マトリクス	12
資料⑤ 四国の環境インディケータ（評価指標）	13

I. はじめに

四国4県の経済同友会が設置した「四国における道州制に関する検討委員会」では、将来の道州制を見据えた四国の取り組みとして、防災、環境、観光、一次産業の4つのテーマを選定し、各々について主担当の県を定めて調査・研究の上、提言を行うことが決定した。

この要望書は、上記のテーマ「四国の環境」について、担当県である(社)香川経済同友会が中心となり取りまとめたものである。

タイトルを、「“エコアイランド四国”を目指した環境戦略のために」とした。量的な豊かさの追求がほぼ限界に達した今日、市民生活の質（Quality of Life）の向上と持続可能性（Sustainability）が今後の課題となるべきだからである。

我々の住む四国が、自然にあふれ、訪れる人に憩いや癒しを与えられる島—そんな“エコアイランド四国”の実現を目指し、そのための環境戦略を考える必要があるとの思いを込めたものである。

「四国における道州制に関する検討委員会」は、中央集権に対する地方主権をいかに進めるかが出発点となっているが、この要望書は、中央（＝東京）には実現できないであろう地域、自然環境に恵まれた四国という島が一丸となって環境問題への取り組みを共有し、高レベルのQoLを世界に誇れるような地域の実現を目指すものとなっている。

サブタイトルでは、「四国の広域連携を見据えて」と謳っている。これは「四国に、独立独歩を前提とした緊密な広域連携体制を如何に構築するか」という基本理念に沿ったものである。

Ⅱ．問題の所在

(1) 広範囲で多様な環境問題

- ・環境問題は、広範囲で様々な分野に関係し複雑である。取り組むべき課題も多種多様にわたる。
- ・取り組むべき主体も、個人・企業・国家・地球レベルまで多様であり、一律に論じることができない。

(2) 四国の自然環境を広域で一体的に管轄する行政の不在

- ・環境問題を四国という広域で管轄するのは、言うまでもなく「環境省」であり、その機関である「環境省 中国四国地方環境事務所」であるが、ここは人員や予算面などが限られており、四国全域を統括できる組織ではない。
- ・また、管理主体も別々の場合があり統一した対策がなされておらず、各県ごとに規制の状況も異なる。この現状は、四国知事会の下部組織として平成 17 年 9 月に設置された「四国 4 県道州制研究会」でも報告されている。

(資料①) 四国の自然を一体的に保全できない現状 参照)

(3) 県レベルにとどまる環境行政施策

- ・各県ではそれぞれの方針に基づき環境施策に取り組まれているが、それらはいずれも県レベルでの施策にとどまらざるを得ない。
- ・我々を取り巻く自然環境は、山や川や海や空気など県域を越えた存在であるが、県の政策は、地図上に分けられた県境を境に隣の県に及ばず、各県単位ではその施策の効果に限界がある。しかしながら環境に県境はない。
- ・これを補うため環境に関しては、少なくとも四国という単位で広域行政を司る仕組みが必要である。

(4) 各県ごとの施策の不統一

- ・県レベルにとどまったとしても、それらが同一の歩調を取り、統一されたものであるならば問題はないが、実際は、各県毎の視点に立った、県域に限定された施策であり、“四国の環境”という視点が少ない。
- ・例えば「環境基本計画」をみても、四国一体としての統一性のある目標設定をしていない。

(5) 環境に関わる県民理解の難しさ

- ・また、一般市民への広報も、各県ともホームページや環境白書等により行われているが、内容も理解しやすいものではない。
- ・各県毎に策定されたものは、四国全体での状況を比較検討するための簡略化されたモノサシとはなり得ず、一般市民は、現状の把握や現在の立ち位置を確認することも容易ではない。

Ⅲ. 要望

1. 「四国」を冠にした環境施策のために連携強化を

～より広域での環境施策の共有を望む～

前述の問題（1）、（2）、（3）、（4）に対して、以下の点を要望する。

- ・現在、四国各県ではいくつかの4県連携施策が行われている。
- ・例えば、平成20年度の「四国はひとつ」4県連携施策の中には、環境・自然保護の分野においては、四国山の日推進事業・四国の森づくり連携促進事業、森林の「CO₂吸収認証制度」の研究、野生鳥獣被害防止対策、等の4県が連携して行う施策項目があるが、さらに一歩進んだ取り組みが必要である。
- ・各県の厳しい財政状況を背景に既存の資源・施設を相互補完的に活用する効率的な行政運営のためにも、4県間で互いに情報交換を行い、四国4県を横断的に調整しながら地域戦略を構築するための仕組みづくりが必要であり、そのためには、「四国」という名のもとに、より広域で実効性のある、例えば「四国環境会議」のような合同の組織の設置を望む。

[参照資料]

資料② 平成20年度「四国はひとつ」4県連携施策

2. 環境基本計画に4県共通項目の目標策定と情報の公開を

～四国という広域を視野に～

前述の問題（1）、（2）、（3）、（4）、（5）に対して、以下の点を要望する。

- ① まず、現在「環境基本計画」が未策定で、計画による環境改善のための目標値を持たない県にあっては、速やかな策定を要望する。
- ② また、すでに策定している県についても、次回更新の際、以下の方法を盛り込んだものにするを要望する。
 - ・環境政策の実効性や現状の把握をするために、定量的で比較検討できる共通したデータが必要である。
 - ・そのためのツールとして現在ますます普及しつつある GIS（Geographic Information System：空間情報システム）などを多用すべきである。
 - ・可能な限り4県共通の評価指標に基づくデータを公開し、各県比較や進捗状況の把握を行い一般市民への情報提供に務めること。
 - ・これらの共通データを反映させた環境基本計画を策定（または更新）し、4県共通の方向で、継続的な管理をすること。

<共通の目標項目設定により期待される効果>

- ・各県比較が容易であり、各県間の政策競争による効果、目標達成へのインセンティブが働く（これを「四国環境アイランドリーグ」と名付けても良い）。
- ・各県の政策担当者に、四国全体という広域を視野に入れた政策運営の意識が醸成される。
- ・今後のネットワーク作りに繋がる。ひいては将来の道州制をも見据えた基盤づくりとなる。
- ・平易でわかりやすい情報提供により、島民の環境意識も高まる。

[参照資料]

資料③ 各県の環境基本計画

<共通の目標項目策定のために>

- ・共通の目標項目策定は、各県の連携に委ねるが、我々はその「たたき台」を作成するために、以下のようなアプローチを行った。

<アプローチ>

① 四国の環境課題の整理

- ・四国における環境問題について、全体像をまとめ、課題を整理するために「環境課題のジャンル・主体別対応策マトリクス」を作成した。
- ・対象は「四国の自然環境の保全」に絞り、「島民にとって身近に感じられる項目」という視点から作成した。
- ・環境課題を、海・山・平野・川などの9つの「環境ジャンル」と、住民・企業・地域・広域など「対策に取り組むべき主体」に分け、マトリクスにまとめた。

② 4県共通の環境インディケータを作成

- ・前述のマトリクスで抽出された対応策について、四国の環境状態をモニタリングすべき指標として、「四国の環境インディケータ（評価指標）」を作成した。これを使い改善・進捗状況を評価し、経年的にフォロー・公表できる。
- ・環境インディケータは、赤・青・黄信号の“シグナル方式”などで環境の持続可能性を分かり易く表示し、警告灯の役割を果たさせれば容易に改善状況が把握できる。
- ・環境インディケータの導入により、各県比較も行うことができる。
- ・このモニタリング及び進捗状況のチェック機能を、各県大学の環境学科等に委託することも有効である。

[参照資料]

資料④ 「環境課題のジャンル・主体別対応策マトリクス」

資料⑤ 「四国の環境インディケータ（評価指標）」

IV. 4 県合同マニフェスト

我々四国 4 県の経済同友会は、環境問題への取り組みについて行政に対し要望を行うとともに、我々自身も行動する同友会として積極的に関わっていく。

そのために、以下のように環境問題への活動を各県毎のマニフェストとして設定し今後取り組んでいくとともに相互にフォローアップすることをここに明言する。

(社) 徳島経済同友会

「河川の浄化と水質保全に取り組む」

徳島県内では、平成 11 年度（1999 年度）、全国に先駆けて“アドプトプログラム制度”が採用された。当初「吉野川」と「県管理道路」で採用されたが、「那賀川」などの河川、県内の海岸、港湾へとアドプトの輪が広がっている。

今後この運動を県内に広げ、河川の浄化と水質の保全を進めて行く。

*アドプトプログラムとはアメリカ発祥のシステムで、河川の土手や河川敷を子供に見立て、その一定区間と企業・住民グループが養子縁組（アドプト）し、清掃美化のボランティア活動によって河川の浄化や水質の保全に繋げようとするもの。

- ①徳島経済同友会としては、会員および会員企業がこの活動に参加するとともに、活動を支援する。
 - ・県内の河川を対象に、アドプトプログラムへの参加と活動支援
 - ・NPO法人「新町川（徳島市内の中心を流れる川）を守る会」の活動支援とイベントへの参加
- ②フォローアップ
 - ・アドプトプログラム実施状況（河川など場所ごとの参加団体数、登録人数）の把握
 - ・各河川の水質をBOD値（国土交通省に資料）で把握

(社) 香川経済同友会

「里山竹林化の抑制と竹材の活用」

竹林の増殖は、近年、目を見張るものがあり、里山の裾野で急速に勢力圏を拡大している竹林が里山の頂上にまで達するにはそれほど多くの年月を必要としない状況にまでなっている。

この竹林が、豪雨による土石流や自然斜面の崩壊といった災害を引き起こす原因になる。急斜面に密生した竹林は、地下水の上昇によって容易に大規模な

斜面崩壊を引き起こすことは、古来より、多くの事例が示している。里山の斜面崩壊が起きると、田園の生命線とも言える用水路を埋め、ため池の機能を失わせることになる。

そこで、里山竹林化の抑制と、伐採した竹の後処理問題としての竹材の活用について取り組む。

愛媛経済同友会

「植林に取り組んでいく」

現在、地球温暖化が大きな問題となっているが、温室効果ガス（CO₂）の排出量を削減するだけでなく、森林によってそれを吸収させることが、問題解決の有効な手段の一つとして挙げられる。

これを実現するためには、植林による森林面積の拡大が重要なポイントである。また、森林は保水力向上や水資源の浄化など水源涵養機能も高め、生態系の保全や土砂災害の防止などの効果も期待できる。

そこで、次世代に向けた、我々の身近な環境改善の取り組みとして、植林に積極的に取り組んでいく。

土佐経済同友会

「『土佐的循環型社会・日本一の田舎』高知県まるごとエコビレッジ構想」

土佐経済同友会では、『土佐的循環型社会・日本一の田舎』となるために

- ① 地球環境に十分配慮され、環境保全が図られていること
- ② 健康で安心・安全な生活が営めること
- ③ 伝統文化、精神文化が大切に守られ、人間の心が癒されること

が地域を挙げて推進されること、言い換えれば、「お互いが支えあう社会づくり」「環境に負荷のない暮らし方」を追い求めるコミュニティ『エコビレッジ』の創造と浸透を目指す。

具体的には、『土佐的循環型社会・日本一の田舎』高知県まるごと『エコビレッジ』として、

- ① 『100%の食糧自給地帯』を目指す。
- ② 『100%のエネルギー持続地帯』を目指す。
- ③ 『コミュニティの持続』を目指す。

ことを柱に、高知県民の理解のもと、市町村ごとに具体的な食糧・エネルギーの自給自足計画の策定と、コミュニティの持続を図ることを提言するとともに、シンポジウム等を通じ気運の醸成に努める。

四国の自然を一体的に保全できない現状

「道州制に関する最終報告書」（平成 19 年 6 月 四国4県道州制研究会）より抜粋

施策① 四国の自然の一体的な保全

(ア) 現状

(水源涵養)

四国の森林管理には様々な主体が携わっており、国有林は四国森林管理局、県有林や県行造林（注 7）は四国 4 県、民有林は各々が管理・保全を行っているため、造林や間伐等の森林保全の取り組みや支援の主体が異なる。

荒廃した森林の管理・保全を行うための保安林の指定が、森林法による国の計画をもとにした県への法定受託事務（注 8）であるため、地域の実態を踏まえた取り組みがなされていない。

(水質保全)

水質汚濁防止法等に基づき、環境省が規制基準の設定を行い、四国 4 県が各県ごとに条例で上乘せ規制基準の設定や規制の実施を行っているが、例えば吉野川水系の源流の一つである高知県が水質総量規制（注 9）の対象外であるなど各県ごとに規制の状況が異なる。

汚水の発生源は、生活排水及び事業場排水が大部分であり、下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽などの整備は各県ごとに取り組みが異なる。

(河川管理)

吉野川等の一級河川（指定区間外）は四国地方整備局、指定区間や二級河川は四国 4 県、準用河川、普通河川は各市町村が管理・整備し、同一水系の中で、管理主体によって護岸整備への取り組み状況が異なるほか、砂利採取の許認可権限が河川管理者にあることから管理主体ごとに採取状況が異なるなど、河川流域単位の統一した対策がなされていない。

(海洋保全)

吉野川水系は瀬戸内海・太平洋ともに流れ込んでいるが、例えば瀬戸内海の環境保全は、中国四国環境事務所と港湾管理者である県や市によって行われており、海ごみの回収や監視活動は各主体別に行われている。

（注 7） 県行造林とは、県が土地所有者と契約を結び民有林野に対して造林を行い、その収益を土地所有者と分取するもので、森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的とする。

（注 8） 法定受託事務とは、法律又は政令により、県又は市町村が処理する事務のうち、国が本来果たすべき役割に係わるものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして、法律又は政令に特に定めた事務。

（注 9） 閉鎖水域の水質環境基準を確保するため汚濁物質の総量を一定量以下に削減するもの。

平成20年度「四国はひとつ」4県連携施策

分野	20年度提案連携施策項目 【28施策（継続19施策・新規9施策）】	
観光・PR・イメージアップ	継続	いやし・遷路の共同PR
	継続	グリーン・ツーリズムのメッカとしての四国のPR
	継続	国際観光の推進
	新規	“癒しの国・四国”交流・定住促進事業 [推進費]
文化・スポーツ	継続	四国アイランドリーグ優秀選手表彰
	継続	地域密着型スポーツの振興
	新規	「四国八十八カ所霊場と遷路道」の世界遺産登録の推進 [推進費]
	新規	四国4県共同芸術舞台公演～四国の人形～ [推進費]
環境・自然保護	継続	四国山の日推進事業・四国の森づくり連携促進事業
	継続	四国における循環型社会構築の検討
	(継続)	四国におけるリサイクル産業の振興
	(継続)	廃棄物税に関する共同歩調の検討
	(継続)	廃棄物処理システムの見直し
	継続	地球温暖化防止活動施策の共同研究
	新規	森林の「CO2吸収認証制度」の研究 [推進費]
	新規	野生鳥獣被害防止対策 [推進費]
防災・救急	新規	四国における各種動物における日本紅斑熱抗体保有調査 [推進費]
	継続	防災用資機材の共同整備
	継続	危機事象発生時の広域応援に関する検討
	新規	4県共同防災図上訓練の実施 [推進費]
医療・福祉	継続	看護師養成通信制受講の促進
	継続	育児支援サービスを実施する店舗・企業の登録・PR事業
	新規	広域的な医療体制の構築 [推進費]
産業振興	継続	四国農林水産物等輸出促進海外PR事業
	継続	四国4県「工業技術センター」の情報一元化
	新規	食品残さ等の未利用資源を用いた低コスト飼料開発調査 [推進費]
消費者保護	継続	悪質商法被害防止広域ネットワーク
社会資本整備	継続	四国8の字ネットワークの整備と利用促進
	継続	本四道路における社会実験
連携総合	継続	県有施設等の広域連携に関する検討
	継続	四国4県道州制研究会

出典：高知県ホームページより

資料③

各県の環境基本計画

平成 21 年 3 月 17 日現在

	計画名	策定年月	計画期間
徳島県	徳島県環境基本計画 ～「環境首都とくしま」を目指して～	平成 16 年 3 月	概ね 10 年間 (H16～H25) (※1)
香川県	香川県環境基本計画 香川県みどりの基本計画	平成 18 年 3 月	5 年間 (H18～H22)
愛媛県	えひめ環境保全指針 (※2)	平成 7 年 5 月	期間設定なし
高知県	高知県環境基本計画	平成 9 年 2 月	10 年間 (H9～H18)
	高知県環境基本計画第二次計画	平成 20 年 11 月	3 年間 (H20～H22)

(※1) 必要に応じ見直し実施。

(※2) 具体的な目標値を定めた計画ではない。

四国における道州制に関する検討委員会/広域テーマ「四国の環境」

環境課題のジャンル・主体別対応策マトリクス							
		主体別対応策					
ジャンル別	課題	市民・NPO	企業	地域(市・県)	広域(四国州)	国家	地球
①山野	山林の荒廃	木材や間伐材の利用		森林保全、植林			
	里山の荒廃	竹炭等の資源活用	竹林伐採隊	セルロースの高度利用・広域整備		補助施策	
			竹利用技術開発	木からのバイオマス開発			
②田畑	農業	地産地消・有機農業	有機農産物の活用	地産地消・有機農業・大規模農地化の推進			
③海・川	海外線の整備	生活排水浄化	企業廃水浄化	藻場の再生	広域条例の整備		
		海外線の清掃					
	ため池の荒廃	親水利用(注1)		順次改修	ネットワーク化		
		自主水源としての活用					
	河川	生活排水浄化	企業排水浄化	親水利用	広域条例の整備		
河川敷の清掃		河川敷の清掃隊					
④都市空間	公園・街路	緑化・花いっぱい	屋上緑化・緑地確保	緑化運動の推進			
	交通			コンパクトシティ・公共交通の整備(LRT)			
⑤ゴミ	産廃の不法投棄	モラル向上	コンプライアンス	広域条例			
	ゴミ減らし	過剰包装防止	省資源設計	コンポスト・リサイクル、バイオマス			
		マイバッグの利用	食品残渣の飼料化	「分別」の再検討			
			レジ袋の有料化				
			瓶・ペットボトルのデポジット制(注2)				
⑥水	水不足	節水		広域管理		法改正(注3)	
		個人の関心	自主水源の確保	水の循環利用	海水淡水化施策		
⑦空気	Co2増加	住宅ソーラー	敷地緑化	自然エネルギーの利用	森林整備	「一律削減」でなく「効率化」を	
		徒歩、自転車利用	モーダルシフト	緑のカーテン(ゴーヤ)		法整備(企業の自主性から法規制へ)	
		植林	CSR活動(植林)	森林整備			
⑧生物・資源	省エネルギー	節約	小水力発電	代替エネルギー開発			
		住宅ソーラー	バイオマス		太陽光		バイオエタノール政策反対
		省エネ製品の利用	低燃費車の開発	光源にLEDを利用	風力・地熱		
		木質バイオマス農業	夏のクールビズ、冬のウォームビズ			グリーンファンド	
	食料自給率	節約	LRT・カーシェアリング	モーダルシフト			
		節約	農商工連携	農村風景の保存	1次産業活性化	大規模農地化	
⑨その他	低環境負荷商品の購入	積極購入	環境配慮型商品の提供				
	地域環境技術の振興	利用拡大	積極的な技術開発	奨励・PR	ネットワーク化		
		「エコアクション21」認証制度の活用		エコ・アクション・ポイント(注4)の推進			
	エコビレッジづくり (エコ体験のできるモデル地域)	エコ体験と推進		モデル地域の設定と拡充			
	目標の設定と管理			削減目標の設定とPDCA(環境アイランドリーグ)			

(注1)親水(しんすい)

水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めること。治水のためコンクリート護岸になった川を、自然護岸に近い状態に戻し、水質汚濁などを防ぎ生物にやさしい川にする。各地で「水に親しむ」を目的とした親水公園が作られている。

(注2)ペットボトル・デポジット制

ペットボトルを再利用する為に、ペットボトル飲料に預かり金を上乗せして販売し、回収を促すシステム。再利用には洗浄コストがかかる問題もある。環境省では2008年3月よりデポジット制の検討を始め、1年以内に結論を出すとしている。

(注3)法改正

水利用の基本法を改正(農業用水、工業用水、上水道の相互利用等)

(注4)エコ・アクション・ポイント

環境にやさしい商品を買った人に交付されるポイントをためると、さまざまな景品がもらえる。環境に配慮した消費行動を誘引するのが狙いで、環境省が推進。ポイント交付の事業は環境省が公募し採択するが、平成20年度にモデル事業を実施し21年度から本格展開する。

四国の環境インディケータ(評価指標)

資料⑤

ジャンル	ジャンル別課題	インディケータ No	対応する環境インディケータ	単位	左記インディケータに対し、環境基本計画に項目のある現状値・目標値							
					徳島		香川		愛媛		高知	
					現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
① 山野	山林の荒廃	1	林業従事者数	(人)								
			森林整備面積(間伐実施面積)(累計)	(ha)	6,762	⑬ 58,800 (24)			108,585	⑬ 134,545 (22)		
② 田畑	里山の荒廃	3	竹林面積	(ha)								
			新規就農者数	(人)			47	⑬ 300 (22)	43	⑦ 120 (22)		
③ 海・川	海岸線整備	5	砂浜整備完了箇所数	(箇所)			5	⑬ 7 (22)				
			ため池の荒廃	(箇所)			3,086	⑬ 3,286 (22)				
③ (2)	河川の浄化	7	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川BOD)	(%)	92	⑭ 100 (25)	71	⑬ 100 (22)	83	⑬ 100 (22)	88.3	⑬ 90.0 (22)
			多自然型河川整備延長	(km)	52	⑭ 110 (25)	48	⑬ 54 (22)				
④ 都市空間	公園・街路	9	都市公園面積(県民1人当たり)	(㎡/人)	7.1	⑭ 10.3 (22)						
			パーク&ライド駐車場駐車可能台数	(台)			594	⑬ 780 (22)				
⑤ コミ	産廃の不法投棄	11	産業廃棄物の排出量	(千t)	2,513	⑭ 2,870 (22)	2,710	⑬ 2,300 (22)	9,514	⑬ 9,147 (22)		
			産業廃棄物の再生利用率(リサイクル率)	(%)	46.8	⑭ 55 (22)	64.6	⑬ 70 (22)	25.9	⑬ 33.4 (22)		
⑥ 水	水不足	15	産業廃棄物の最終処分量	(千t)	227	⑭ 123 (22)	380	⑬ 220 (22)	1,034	⑬ 606 (22)		
			一般廃棄物の再生(リサイクル)利用率	(%)	1,047	⑬ 900 (22)			1,009	⑬ 950 (22)	1,029	⑬ 1,000 (22)
⑦ 空気	Co2増加	17	ごみ(一般廃棄物)排出量(1人1日当たり)	(g/人・日)	14.8	⑬ 24 (22)	19.1	⑬ 24 (22)	17.8	⑬ 24.0 (22)		
			一般廃棄物の再生(リサイクル)利用率	(%)			392	⑬ 増加の抑制				
⑧ 生物・資源	省エネルギー	19	1人1日あたり水道使用量	(ℓ/人・日)	46	⑭ 100 (25)	100	⑬ 100 (22)	68	⑬ 100 (22)		
			温室効果ガス排出量	(千t-CO2)	6,580	② 5,922 (22)	8,661.8	⑬ 8,142 (22)	21,932	⑬ 16,844 (22)	9,379	② 8,816 (22)
⑨ その他	食糧自給率	21	1世帯当たりの使用電力量	(kWh)	1,339	⑭ 2,300 (25)	3,867	⑬ 11,800 (22)				
			住宅用太陽光発電システム設置件数(累計)	(件)	8.3	⑭ 金庫 拡大 (25)						
⑨ (2)	低環境負荷商品の購入	23	低公害車等導入率	(%)								
			食糧自給率(カロリーベース・概算値)	(%)								
⑨ (3)	エコレンジャーズづくり	25	県産材の利用実績	(㎡)			1,003	⑬ 1,400 (22)				
			リサイクル製品の認定件数	(件)			26	⑬ 50 (22)				
⑨ (4)	目標の設定と管理	26	環境配慮のモデル地域の設定件数	(件)								
			環境基本計画に掲げた数値目標の有無		有	⑳	有	㉑	無		有	㉒

(※)〇の中の数字は現状値の基準年度、()内の数字は目標年度
 (※)データ出所: 徳島・香川・高知は、H21.3.17現在、各県のホームページにおける環境基本計画より
 愛媛の現状値・目標値は、環境白書、廃棄物処理計画等のホームページ掲載値

本件に関する照会先

社団法人 徳島経済同友会

〒770-0911

徳島市東船場町2-21-2 阿波銀住友生命ビル3階

TEL 088-625-8393

社団法人 香川経済同友会

〒760-8691

高松市紺屋町1-3 香川紺屋町ビル6階

TEL 087-821-8754

愛媛経済同友会

〒790-0004

松山市大街道3-1-1 伊予鉄会館6階

TEL 089-921-3827

土佐経済同友会

〒780-0823

高知市菜園場町1-21
四国総合ビル3階 四銀キャピタルリサーチ内

TEL 088-885-6707

要望書

“エコアイランド四国”を目指した環境戦略のために
～四国の広域連携を見据えて～

平成 21 年 5 月 発行

発 行

社 団
法 人 徳 島 経 済 同 友 会

社 団
法 人 香 川 経 済 同 友 会

愛 媛 経 済 同 友 会

土 佐 経 済 同 友 会

四国における道州制に関する検討委員会

・本書の無断コピー・転載はお断りします。